

課税取引金額計算表…〔表イー1〕

この計算表は見本です。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

(令和 年分)		課税取引金額計算表					(事業所得用)				
科目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分 D	E	うち標準税率7.8%適用分 F	G			
売上(収入)金額 (雑収入を含む)		①									
経費	科目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分				
					課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高			
費	科目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分				
					課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高			
差引	科目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分				
					課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高			
売上(収入)金額 (雑収入を含む)		①									
経費											
差引金額		③									
③+③		④									

※1 B欄には、非課税取引、輸出租引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

この計算表は見本です。

課 税 売 上 高 計 算 表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
営業等課税売上高	① 表イ-1の①C欄の金額 円	表イ-1の①D欄の金額 円	表イ-1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	② 表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
課税売上高	③ 表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金 額	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
損益計算書の収入金額	④		
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤		
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥		

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金 額	うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦		
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧		
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨		

(5) 課税売上高の合計額
(① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)

⑩

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算

円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ (特別用)付表6の②A欄へ
円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ (特別用)付表6の②B欄へ

課税仕入高計算表…〔表八〕

この計算表は見本です。

課 税 仕 入 高 計 算 表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金 額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
営業等課税仕入高	①	表イ-1の③C欄の金額	表イ-1の③D欄の金額	表イ-1の③E欄の金額	表イ-1の③G欄の金額
農業課税仕入高	②	表イ-2の③C欄の金額	表イ-2の③D欄の金額	表イ-2の③E欄の金額	表イ-2の③G欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金 額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
課税仕入高	③	表イ-3の③C欄の金額	表イ-3の③D欄の金額	表イ-3の③E欄の金額	表イ-3の③G欄の金額

(3) () 所得に係る課税仕入高	金 額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高（④－⑤）	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金 額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
業務用固定資産等の取得費	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの※1	⑧				
差引課税仕入高（⑦－⑧）	⑨				

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	付表2-3の⑨A欄へ	付表2-3の⑩A欄へ	付表2-3の⑨B欄へ	付表2-3の⑩B欄へ
--	---	------------	------------	------------	------------

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算※2					
円×6.24/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	(1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩A欄へ	円×6.24/108×80% 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑬	(1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩A欄へ
円×7.8/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	(1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩B欄へ	円×7.8/110×80% 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑭	(1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩B欄へ

※1 ⑧欄は、課税仕入れにならないもの（非課税、免税、不課税の仕入れ等）のほか、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受ける場合は、当該居住用賃貸建物の取得費を合わせて記載します。

※2 課税仕入れに係る消費税額の計算について、積上げ計算による場合には、この表の計算式によらず、消費税法施行令第46条第1項又は第2項の規定により算出した金額を記載します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表1-3

税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

第4-(9)号様式

この計算表は見本です。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称	
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 標 準 額 ①		円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 税 額	① 1	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ	
	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ	
	②	※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑭欄へ	
	③	(付表2-3の⑩・⑪A欄の合計金額)		(付表2-3の⑩・⑪B欄の合計金額) ※第一表の⑬欄へ	
	④	(付表2-3の⑩A欄の金額)		(付表2-3の⑩B欄の金額) ※第一表の⑭欄へ	
控 除 過 大 調 整 税 額 控 除 対 象 仕 入 税 額 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤ 売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 税 額	⑤ 1	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑬欄へ	
	⑤ 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑭欄へ	
	⑥			※第一表の⑮欄へ	
	⑦			※第一表の⑯欄へ	
	⑧	(④+⑤+⑥)			
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)		⑧		※第一表の⑰欄へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨		※第一表の⑱欄へ 00	
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)	⑩		※第一表の⑲欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑳及び㉑欄へ	
	差 引 税 額 (⑨)	⑪		※第一表の㉒欄へ ※第二表の㉓及び㉔欄へ 00	
還 付 額	還 付 額 ⑫			(㉕C欄×22/78) ※第一表の㉖欄へ	
	納 税 額 ⑬			(㉕C欄×22/78) ※第一表の㉗欄へ 00	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目			税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①			円	円	円
免 税 売 上 額 ②					
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④					※第一表の③欄へ
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤					
非 課 税 売 上 額 ⑥					
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦					※第一表の③欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧					[%] ※端数 切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨					
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩					
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑪					
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額 ⑫					
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑬			※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑭			(⑬B欄×7.8/100)		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮					
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯					
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑭ + ⑮ + ⑯) ⑰					
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰ の 金 額) ⑱					
課 税 売 上 割 合 95% 税 額 未 上 満 超 割 の 高 又 合 場 合 が 合 控 除 調 整 差 引	個 別 対 応 方 式	⑱ の うち 、 課 税 売 上 げ に の み 要 す る も の ⑲			
		⑱ の うち 、 課 税 売 上 げ と 非 課 税 売 上 げ に 共 通 し て 要 す る も の ⑳			
		個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔 ⑲ + (㉔ × ④ / ⑦) 〕 ㉑			
		一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑰ × ④ / ⑦) ㉒			
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉓	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉔	㉓			
		㉔			
		居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ㉕			
		控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑱ 、 ㉑) 又 は ㉒ の 金 額) ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ 〕 が プ ラ ス の 時 ㉖	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑱ 、 ㉑) 又 は ㉒ の 金 額) ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ 〕 が マ イ ナ ス の 時 ㉗	㉗	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ		
	貨 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉘	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ		

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑯、⑱及び㉓欄には、値引き、割戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑬及び㉓欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

消費税及び地方消費税の申告書第一表（一般用）

この申告書は見本です。

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 屋 号

個人番号

(フリガナ) 氏 名

(個人の方) 振替継続希望

※ 申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中簡申告 自 令和 年 月 日

対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	0 0 0	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
税貨倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0	15
中間納付税額	⑩	0 0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	0 0	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0	18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
差引納付税額	⑭	0 0	20
課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額	⑮		21
資産の譲渡等の対価の額	⑯		22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	0 0	52
譲渡割額	⑲		53
納付税額	⑳	0 0	54
中間納付譲渡割額	㉑	0 0	55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0	56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	0 0	57
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔		58
差引納付譲渡割額	㉕	0 0	59
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額	㉖		60

付 割 賦 基 準 の 適 用

延払基準等の適用	有	無	31
工事進行基準等の適用	有	無	32
現金主義会計の適用	有	無	33
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	34
控除税額 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式	一括比例配分方式	35
上 記 以 外	全額控除		41
基準期間の課税売上高	千円		
税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)			42

還す 銀行 本店・支店

付 金庫・組合 出張所

受 農協・漁協 本所・支所

機 預金 口座番号

け ゆうちょ銀行の 貯金記号番号

と 郵便局名等

※(個人の方) 公金受取口座の利用

※税務署整理欄

税 理 士 署 名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

㉖ = (①+②)-(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)・修正申告の場合㉖ = ㉑+㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑱欄に①欄の数字を記載し、
⑱欄×22/78から算出された金額を㉕欄に記載してください。

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納 税 地	
(フリガナ)	
屋 号	
(フリガナ)	
氏 名	

整理号							
-----	--	--	--	--	--	--	--

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)		附則38①	5%
小売等軽減仕入割合		附則38②	5%

個人事業者用

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

自 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

（ 中間申告 自 令和 年 月 日 ）
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課 税 標 準	額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円													
																0

※ 申告書(第一表)の①欄へ

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(注1) ⑧～⑩及び⑬欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ⑫～⑬欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

(注2) ⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。